

日本国特許庁(JPO)とマレーシア知的財産公社(MyIPO)との間の

マレーシアにおける修正実体審査手続についての

覚書

日本国特許庁とマレーシア知的財産公社は、以下を確認する。

特許出願人が、MyIPO に対して、修正実体審査(MSE)の請求とともに認証された英訳を提出するよう求められたときには、当該出願人は、公証人の認証を伴う翻訳者による宣言書、及び出願人の宣言書を添えて、当該英訳を提出することができる。

日本国特許庁のために：

マレーシア知的財産公社のために：

中嶋 誠
長官
日本国特許庁

シュイ B. モハメド ユソ
長官
マレーシア知的財産公社

修正実体審査請求に係るマレーシア知的財産公社への提出書類の
宣言書及び認証

翻訳者による宣言書

私、(翻訳者名)は、日本語と英語の双方に精通しており、添付書類は私の能力の限りにおいて作成された誠実な翻訳であることを宣言します。

私は、翻訳が原文に忠実かつ正確であることを確信しここに宣言します。

日付: _____ 署名: _____

公証人による認証

(翻訳者名)が、本公証人の面前において上記「翻訳者による宣言書」に署名したことを認証します。

日付: _____ 署名: _____

出願人による宣言書

私、（出願人名）は、添付書類、すなわち、

- 添付の認証付特許謄本の関連箇所についての翻訳が、

私の知識の限りにおいて、英語への誠実な翻訳であることを認め、ここに宣言します。

私は、この宣言書が、良心に従って真正なものであることを宣言します。

日付:

署名: _____